

■ 納税の猶予・救済制度

税金は納期限までに納めなければなりません。事情によっては、納税の猶予等が認められる場合があります。管轄の県税事務所及び自動車税事務所・市役所・町村役場にご相談ください。

納税の猶予

(1) 徴収猶予

次のような場合などにおいては、1年以内（事情によって最長2年）の期間で納税が猶予されます。

- ・ 本人の財産が災害や盗難にあったとき。
- ・ 本人や家族が病気にかかったり負傷したとき。
- ・ 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたとき。

(2) 換価の猶予

平成28年4月1日より猶予制度の一部見直しがあり、申請により換価の猶予が認められる場合があります。

不服申立てと処分取消しの訴え

県税及び市町村税の課税・徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、知事・市町村長に対して審査請求をすることができます。（処分によっては、この期間が異なる場合もあります。）

また、県・各市町村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

詳しくは、処分にかかる通知書等をご覧ください。

※固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、各市町村の固定資産評価審査委員会に対し、「審査の申出」をすることができます。

更正の請求

申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときは、原則として法定納期限から5年以内に限り、減額の更正の請求ができます。

対象となる税目は以下のとおりです。

県税等	法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税・地方法人特別税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物税
市町村税	法人市町村民税、市町村たばこ税、事業所税、入湯税、軽自動車税環境性能割

減 免

天災等、特別な事情がある場合、減免措置が適用される場合があります。

対象となる税目の例は以下のとおりです。

県税	県民税、事業税、不動産取得税、自動車税
市町村税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税など